

事務連絡

平成29年11月14日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会  
理事長 梶原景博

旅行サービス手配業の登録制度の開始に係る周知について（協力依頼）

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
平成29年11月9日付で、国土交通省旅客課より「旅行サービス手配業の登録制度の開始に係る周知について」協力依頼がありましたので報告させていただきます。

第193回国会において「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年1月4日より改正旅行業法が施行される予定となっており、同日以降は日本国内で「旅行サービス手配業」（いわゆる「ランドオペレーター」）の業務を行うには、都道府県知事による登録を受けていることが必要となります。

このことを御了知いただくとともに貴協会傘下会員へ御周知いただきますようお願いいたします。また、別添の観光庁作成「旅行サービス手配業の登録を促すための周知用チラシ」をご利用いただき、旅行サービス手配業の登録制度の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 山本・中尾

電話：03-3216-4014

FAX：03-3216-4016



事 務 連 絡  
平成29年11月13日

日本バス協会 ご担当者様

国土交通省自動車局旅客課

旅行サービス手配業の登録制度の開始に係る周知について（協力依頼）

標記について、観光庁観光産業課から別添のとおり協力依頼があったので、その趣旨に則り措置するようお願いいたします。

事 務 連 絡  
平成29年11月9日

国土交通省関係各団体ご担当者様

観光庁産業政策担当参事官室

旅行サービス手配業の登録制度の開始に係る周知について（協力依頼）

日頃より観光行政の推進にご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

さて、第193回国会において「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年1月4日より改正旅行業法が施行される予定となっています。同日以降は、日本国内で「旅行サービス手配業」（いわゆる「ランドオペレーター」）の業務を行うには、都道府県知事による登録を受けていることが必要となります。

このため、「旅行サービス手配業」の登録制度開始について広範に周知を図る必要がありますが、現状においては、観光庁からランドオペレーターに当たる方へ直接に周知することが困難な状況であり、ランドオペレーターと取引のあると思われる事業者の皆様を通じて、登録制度の開始の周知をさせて頂きたいと考えております。

つきましては、旅行サービス手配業の登録を促すための周知用チラシ（別添）を作成いたしましたので、お手数でございますが、貴協会傘下会員を通じた旅行サービス手配業の登録制度の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：観光庁観光産業課 近藤、荒井、河合 代表：03-5253-8111（内線 27-322、27-328、27-318） 直通：03-5253-8329 FAX：03-5253-1585
--



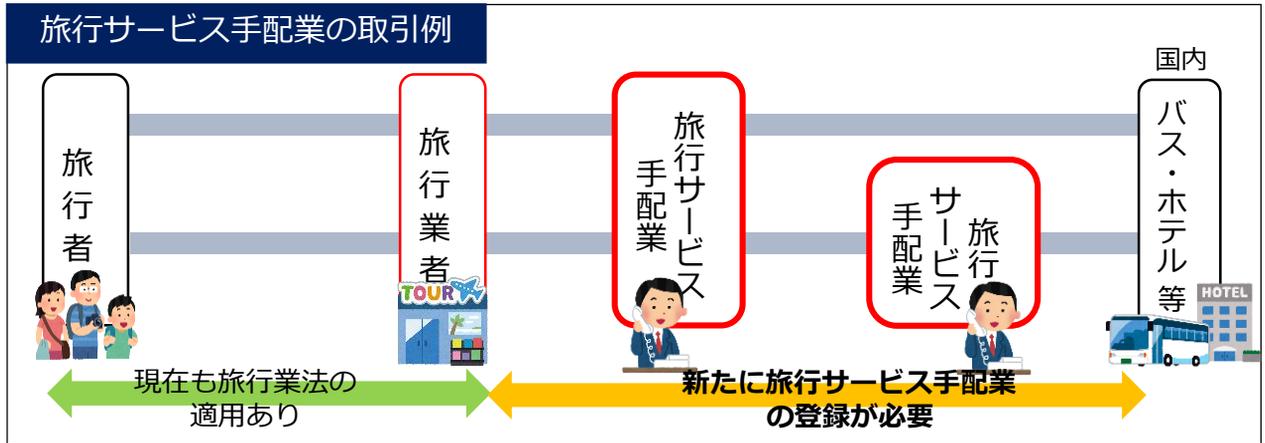
# 旅行サービス手配業（ランドオペレーター） の登録制度が始まります

旅行業法の改正により、平成30年1月4日以降に日本国内においてランドオペレーター業務（※）を行うには、都道府県知事の「旅行サービス手配業」の登録が必要になります。

※「ランドオペレーター業務」とは、報酬を得て、旅行者（外国の旅行者を含む）の依頼を受けて行う、以下のような行為です。

- ・ 運送（鉄道、バス等）又は宿泊（ホテル、旅館等）の手配
- ・ 全国通訳案内士及び地域通訳案内士以外の有償によるガイドの手配
- ・ 免税店における物品販売の手配

※既に旅行業登録のある方は、重複して旅行サービス手配業の登録を受ける必要はありません。



## 旅行サービス手配業者の義務

- ・ 営業所ごとに旅行サービス手配業務取扱管理者の選任
- ・ 契約締結時の書面の交付 など



## 旅行サービス手配業者の禁止行為

- ・ 不実告知、債務履行の遅延、他の法令に違反する行為のあつせん等  
例) 道路運送法に基づく下限割れ運賃による運送の提供に関与すること  
旅行者に土産品等物品の購入を強要すること



## 注意 無登録業者に対する罰則

- ・ 登録を受けずに旅行サービス手配業を営んだ者には、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその両方が科されます。



旅行サービス手配業の登録手続については、各都道府県庁へお問い合わせ下さい。

旅行サービス手配業の登録手続きに関する問い合わせ窓口（平成29年年11月1日時点）

都道府県	主管課	電話番号
北海道	経済部観光局観光戦略グループ	011-204-5302
青森県	観光国際戦略局観光企画課	017-734-9385
岩手県	商工労働観光部観光課観光振興担当	019-629-5574
宮城県	経済商工観光部観光課観光企画班	022-211-2823
秋田県	観光文化スポーツ部観光振興課	018-860-2265
山形県	村山総合支庁 産業経済企画課観光振興室	0233-29-1312
	最上総合支庁 産業経済企画課商工観光振興室	0233-28-1535
	置賜総合支庁 産業経済企画課観光振興室	0238-26-6046
	庄内総合支庁 産業経済企画課観光振興室	0235-66-5493
福島県	商工労働部観光交流局観光交流課	024-521-7286
茨城県	商工労働観光部観光物産課（管理グループ）	029-301-3612
栃木県	産業労働観光部観光交流課観光地づくり担当	028-623-3210
群馬県	産業経済部観光局観光物産課	027-226-3381
埼玉県	産業労働部観光課 観光・アニメ担当	048-830-3955
千葉県	商工労働部観光企画課	043-223-2416
東京都	産業労働局観光部振興課旅行業係	03-5320-4769
神奈川県	産業労働局観光部観光企画課観光戦略グループ	045-210-5765
新潟県	産業労働観光部観光局交流企画課 企画調整グループ	025-280-5253
富山県	観光・交通・地域振興局観光振興室コンベンション誘致担当	076-444-4565
石川県	観光戦略推進部観光企画課企画推進グループ	076-225-1127
福井県	観光営業部観光振興課	0776-20-0380
山梨県	観光部観光企画課総務経理担当	055-223-3776
長野県	観光部山岳高原観光課	026-235-7250
岐阜県	岐阜地域産業労働室	058-272-1925
	西濃県事務所	0584-73-1111
	揖斐県事務所	0585-23-1111
	可茂県事務所	0574-25-3111
	中濃県事務所	0575-33-4011
	東濃県事務所	0572-23-1111
	恵那県事務所	0573-26-1111
	飛騨県事務所	0577-33-1111
静岡県	文化・観光部観光交流局観光政策課旅行業担当	054-221-3638
愛知県	振興部観光局観光振興課観光産業グループ	052-954-6854
三重県	観光局観光政策課	059-224-2077
滋賀県	観光交流局観光政策室	077-528-3741
京都府	商工労働観光部観光課	075-414-4837
大阪府	府民文化部都市魅力創造局企画・観光課	06-6210-9313
兵庫県	産業労働部観光振興課	078-362-9159
奈良県	地域振興部観光局ならの観光力向上課 観光マーケティング係	0742-27-8435
和歌山県	商工観光労働部観光局観光振興課企画調整班	073-441-2777
	海草振興局地域振興部企画産業課	073-441-3375
	那賀振興局地域振興部企画産業課	0736-61-0014
	伊都振興局地域振興部企画産業課	0736-33-4909
	有田振興局地域振興部企画産業課	0737-64-1286
	日高振興局地域振興部企画産業課	0738-24-2911
	西牟婁振興局地域振興部企画産業課	0739-26-7947
	東牟婁振興局地域振興部企画産業課	0735-21-9649
	鳥取県	鳥取県観光交流局 観光戦略課
島根県	商工労働部観光振興課観光企画グループ	0852-22-5292
岡山県	岡山県産業労働部観光課	086-226-7384
広島県	広島県商工労働局観光課 観光戦略推進グループ	082-513-3388
山口県	山口県 観光スポーツ文化部 観光政策課	083-933-3175
徳島県	商工労働部観光政策課企画戦略担当	088-621-2339
香川県	香川県交流推進部交流推進課総務企画グループ	087-832-3389
愛媛県	経済労働部観光物産課	089-912-2491
高知県	観光振興部観光政策課	088-823-9606
福岡県	商工部観光局観光振興課	092-643-3457
佐賀県	地域交流部文化・スポーツ交流局観光課	0952-25-7098
長崎県	文化観光国際部観光振興課	095-895-2647
熊本県	観光経済交流局観光物産課	096-333-2332
大分県	企画振興部観光・地域局観光・地域振興課	097-506-2112
宮崎県	商工観光労働部観光経済交流局観光推進課	0985-26-7104
鹿児島県	PR・観光戦略部観光課	099-286-3005
沖縄県	文化観光スポーツ部観光政策課	098-866-2763

その他制度に関するお問い合わせ：観光庁観光産業課 03-5253-8111（内線 27322,27328,27318）